

議案第23号

県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年鹿児島県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第32条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「駒止」を「駒止め」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 自動運行補助施設

第44条を第45条とし、第43条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第63号）に定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

道路構造令の改正に伴い、県道における歩行者利便増進道路に関する規定を追加する等のため、所要の改正をしようとするものである。